

名古屋市告示第13号

公金の徴収に関する事務の委託

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2第 1項の規定により、次とおり公金の徴収に関する事務を委託しましたので、同条第 2項の規定により告示します。

令和 8年 1月16日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 指定公金事務取扱者の名称及び事業所の所在地

東京都目黒区東山一丁目 5番 4号

アクティオ株式会社

代表取締役社長 淡野 文孝

2 指定公金事務取扱者に委託した徴収に関する事務に係る歳入

名古屋市南陽交流プラザ条例（平成25年名古屋市条例第34号）第13条第 1項第 3号に規定する施設の使用料

3 指定公金事務取扱者に係る指定をした日

令和 8年 1月 1日

4 指定公金事務取扱者に委託した日

令和 8年 1月 1日

名古屋市健康福祉局生活衛生部環境薬務課